

令和 4 年 7 月 2 1 日  
全国都道府県教育委員会連合会  
第 3 部会 静岡県教育長  
池上 重弘

## 「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」に対する意見

令和 4 年 7 月 1 2 日に「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」が公表され、検討会議において出された意見や議論を基に、文化部活動の段階的な地域移行に向けて取り組むべき内容の方向性が示された。

これまでも全国の都道府県教育委員会においては、それぞれの地域の実情等を踏まえ、部活動改革に取り組み、議論を進めてきたところである。

このたび「提言（案）」が公表されたことを受け、国と地方が一体となって文化部活動の地域移行のための施策を円滑かつ効果的に進められるよう、下記のとおり意見する。

### 記

#### 1 地域移行に関する理解促進

各学校における文化部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場であり、我が国の芸術文化等の振興を大きく支えてきた。

これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担が伴うとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じるケースもあることから、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる体制を整備し、充実を図っていくなど、文化部活動の改善が求められている。

他方、この文化部活動の改善にあたり、文化部活動を学校から地域へ移行を進めていくことは、学校や教職員、生徒とその保護者だけでなく、文化芸術団体等や、各自治体の教育委員会、文化振興部局など、文化部活動に関わる幅広い主体にとって、これまでの価値観の転換を迫られるような、大きな取組でもある。

このため、文化部活動の段階的な地域への移行について、文化庁や関係機関・団体等における協働体制を明確にするとともに、取り組みの背景や趣旨、方針について、国から文化部活動に関わる全ての主体に対し幅広く周知すること。

あわせて、文化部活動の地域移行について、各主体への十分な財政支援や、個別具体的な制度設計を進めることにより、今後の方策を明確に示すこと。

## 2 地域移行に伴う新たな経費負担への対応

地域が主体となる文化部活動へ移行していくにあたり、地域で文化芸術活動に参加するための会費や施設使用料、楽器など部活動に必要な用具の購入や借入、搬出入、メンテナンスや修理に係る経費、生徒や指導者等の保険加入など、新たな費用負担が発生することが見込まれる。

一方、文化部活動においては、運動部活動におけるスポーツ振興くじ助成のような補助制度がないことから、文化部活動を円滑かつ確実に地域へ移行していくことができるよう、こうした地域移行に伴う新たな費用負担について、国において確実な財政措置を講じること。

あわせて、文化部活動の指導の対価として費用負担が発生することから、経済的に困窮する家庭への費用負担に対する国の支援方策を確実に講じるとともに、社会や家庭の理解が進むよう、国において幅広い広報や周知活動を実施すること。

## 3 文化部活動の地域移行に係る最終的なビジョンの提示

文化部活動の地域移行を進めた上で、今後どのような文化芸術環境を目指すべきか、国において夢のある理念やビジョンを分かりやすく示し、文化部活動に係る全ての関係者がそれに向かい取り組むことができる機運を醸成すること。

また、休日の文化部活動の地域移行の先にある、最終形の実現時期を示すこと。

さらに、文化部活動の地域移行について、それぞれの学校現場や地域の実情に応じた多様なスケジュールや道筋、方法を進めることを認めるとともに、国においてそのことを広く周知し、文化部活動に係る関係者の理解促進を図ること。

加えて、文化部活動の地域移行が進んだ後、我が国の文化芸術環境において学校内での文化部活動をどのように位置付けるのか、最終的なビジョンの中で示すこと。

#### 4 地域での部活動指導を希望する教職員へのサポート

教職員の働き方改革の観点から、学校や地域の実情に応じた文化部活動の改善に取り組むことは重要であるが、他方で、引き続き地域での部活動指導に携わることを希望する教職員については、地域活動への参画促進を推奨し、かつその活動を強力にサポートしなければ、指導者の質・量とも大幅に低下することが強く懸念される。

このため、地域での部活動指導を希望する教職員に対し、各教育委員会が円滑に兼職兼業の許可を与えることができるよう、国において、教職員の兼職兼業要件の緩和や手続きの簡略化等に係る具体的な例を示すとともに、広く周知すること。

また、教職員が兼職兼業及びボランティアとして地域での部活動指導に参画しやすくなるよう、国において学校関係者の理解促進を図るための広報や周知活動等を実施すること。

#### 5 学校施設の管理運営

文化部活動の地域移行を進めるにあたり、近隣に文化施設がない、楽器など器具の運搬が困難などの理由から、地域移行に協力する多様な団体等が学校施設を利用し、部活動を実施するケースも多いものと想定される。

学校施設について、学校の負担なく利用の割当を行うためには、施設利用に係る明確なルールを策定するとともに、学校施設の管理運営について、授業等のための管理運営と地域の部活動のために開放する管理運営を切り分け、後者を外部委託するなどの仕組みづくりが重要である。

このため、国において施設利用のルールの作りや管理運営の切り分けに係る指針、委託する業務の範囲などについて、既存の「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）の内容も踏まえながら、詳細なガイドライン等を作成し、個別具体的な事例を示すこと。

あわせて、施設の管理運営に係る外部委託や、地域部活動への施設開放にあたり必要となる施設整備などに対し、必要な財政措置を講じること。

#### 6 高等学校部活動

本提言は中学校部活動に対する内容となっているが、教職員の働き方改革の観点

からは高等学校部活動についても改善が必要であることから、高等学校部活動における現状の課題や将来像についても触れること。

また、高等学校部活動について将来的な地域移行を促進するため、学校単位での大会規定の緩和（複数校による合同グループや地域の文化芸術団体等の参加促進）について国から大会主催団体などへ働きかけること。

## 7 学校や教育委員会と首長部局との連携

各自治体において文化部活動の地域移行を進めるにあたり、社会教育所管部局など関係する部局が教育委員会ではなく首長部局に設置されている場合には、こうした首長部局などと連携した取組も必要となることから、本提言において学校や教育委員会と首長部局との連携の重要性についても触れること。

以上